

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月15日
【四半期会計期間】	第48期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】	株式会社レオパレス21
【英訳名】	LEOPALACE21 CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮尾 文也
【本店の所在の場所】	東京都中野区本町二丁目54番11号
【電話番号】	03（5350）0001（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部 部長 日野原 克巳
【最寄りの連絡場所】	東京都中野区本町二丁目54番11号
【電話番号】	03（5350）0001（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部 部長 日野原 克巳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第47期 第3四半期連結 累計期間	第48期 第3四半期連結 累計期間	第47期
会計期間		自2019年4月1日 至2019年12月31日	自2020年4月1日 至2020年12月31日	自2019年4月1日 至2020年3月31日
売上高	(百万円)	328,721	308,326	433,553
経常損失()	(百万円)	22,131	20,562	36,341
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純損失()	(百万円)	24,137	25,003	80,224
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	24,324	26,294	79,780
純資産額	(百万円)	57,045	2,428	1,589
総資産額	(百万円)	244,825	173,126	196,953
1株当たり四半期(当期)純損失()	(円)	98.93	95.18	328.77
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	23.2	5.4	0.7

回次		第47期 第3四半期連結 会計期間	第48期 第3四半期連結 会計期間
会計期間		自2019年10月1日 至2019年12月31日	自2020年10月1日 至2020年12月31日
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	(円)	1.22	24.82

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社、連結子会社21社、持分法適用非連結子会社1社及び持分法適用関連会社4社により構成されており、賃貸事業を主たる事業としております。

当第3四半期連結累計期間における、各セグメントに係る主な事業内容の変更と主要な関係会社の異動は、概ね次のとおりであります。

<賃貸事業>

当社の連結子会社であったエンプラス株式会社は、当社保有株式の全てを売却したため、当第3四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。これに伴い、リロケーションマネジメント事業から撤退いたしました。

<シルバー事業>

主な事業内容の変更及び関係会社の異動はありません。

<その他事業>

第2四半期連結会計期間においてホテルレオパレス名古屋を売却したことにより、国内ホテル事業から撤退いたしました。また、当社の連結子会社であった株式会社ウイングメイトは清算したため、当第3四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。これに伴い、旅行事業から撤退いたしました。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(継続企業の前提に関する重要事象等について)

当社グループは、当社施工物件で判明した界壁等の施工不備の影響により、前連結会計年度において、営業損失を計上し、2期連続で親会社株主に帰属する当期純損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しております。

当第3四半期連結累計期間においては、営業損失16,585百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失25,003百万円を計上しております。

これらの結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況を解消すべく、2020年6月5日付で公表しております「抜本的な事業戦略再構築の検討結果を踏まえた構造改革の実施について」に基づき、1,000余名の希望退職や営業店舗数削減等の人的・物的資源の再配置を実施するとともに、施工不備により新規入居者募集を保留している空室住戸の補修工事を優先して進め、入居率の向上を図ることにより、業績及び財務状況の改善に努めております。

資金面については、健全な財務バランスを保ちつつ、有価証券や固定資産の売却、グループ内資金の有効活用などを含め事業活動に必要な資金の安定的な確保に努めており、資金計画に基づき想定される需要に対応できる流動性を確保しております。これら諸施策の一環として、当第3四半期連結累計期間においては、投資有価証券の売却により4,162百万円を調達したほか、賃貸用不動産17棟の譲渡及びホテル名古屋の譲渡により3,624百万円の資金を確保いたしました。

また、第三者割当による新株式の発行、新株予約権の発行及び新株予約権付ローンによる資金調達並びに連結子会社である株式会社レオパレス・パワーにおける優先株式の発行を実施し、2020年11月2日付で57,215百万円の資金を調達したことにより、債務超過を解消するとともに、当社施工物件で判明した施工不備に係る補修工事費用等の資金需要への対応が可能となります。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

(単位：百万円)

	前第3四半期	当第3四半期	増減額	増減率
売上高	328,721	308,326	20,394	6.2%
営業損失()	22,805	16,585	6,220	- %
経常損失()	22,131	20,562	1,569	- %
親会社株主に帰属する四半期純損失()	24,137	25,003	865	- %

当第3四半期連結累計期間における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた緊急事態宣言発令や外出自粛要請等の影響により個人消費が低迷し企業収益が急激に悪化する中、一部に持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しい状況で推移いたしました。

貸家の新設着工戸数については、金融機関による融資条件の厳格化等に伴い、28ヶ月連続の減少(前年同期比10.6%減)となりました。また、賃貸住宅市場においては、空家数の増加が続いており、全国的な需要回復は難しい中で安定した入居率を確保するには、将来的にも高い入居率が見込める三大都市圏を中心とした物件供給や高付加価値サービスの提供による差別化戦略が重要と考えております。

このような状況の中、当社グループは、前連結会計年度において、施工不備対応及び施工不備対応に伴う入居率の悪化を主因に2期連続の大幅な赤字決算となったことを受け、2020年6月5日に公表した事業計画(中長期戦略)の柱である「事業基盤の再構築(選択と集中)」「構造改革」「社会的信頼の回復」に取り組んでまいりました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は308,326百万円（前年同四半期比6.2%減）、営業損失は原価及び販管費を前年同四半期比26,614百万円削減したものの、入居率の低下に伴う賃料収入の減少等により16,585百万円（前年同四半期比6,220百万円改善）、経常損失は資金調達費用の発生及び支払利息の増加により20,562百万円（前年同四半期比1,569百万円改善）となりました。親会社株主に帰属する四半期純損失は、投資有価証券売却益4,065百万円を計上したものの、固定資産及びのれんの減損損失3,742百万円、希望退職の実施に伴う退職特別加算金2,470百万円、界壁等の施工不備に係る補修工事関連損失724百万円を特別損失に計上したこと等により25,003百万円（前年同四半期比865百万円損失増加）となりました。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分方法を変更しており、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後の報告セグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

（単位：百万円）

	売上高			営業利益		
	前第3四半期	当第3四半期	増減額	前第3四半期	当第3四半期	増減額
賃貸事業	312,892	295,224	17,668	16,319	8,933	7,385
シルバー事業	11,007	10,956	51	372	461	89
その他事業	4,821	2,145	2,675	474	1,138	664
調整額	-	-	-	5,639	6,051	412
合計	328,721	308,326	20,394	22,805	16,585	6,220

賃貸事業

賃貸事業においては、部屋を自分好みに変えられる「my DIY」、スマートフォンでの家電操作や施錠が可能なスマートアパート化の推進、WEB上での接客・内見・契約、賃貸契約の電子化、大手警備保障会社との提携によるセキュリティサービスなど豊富な付加価値を提供するとともに、法人の寮宅需要の取り込み、外国人入居者サポート体制の充実等により安定した入居率の確保を図っております。また、ASEAN諸国の子会社において、サービスアパートメント・オフィス等の運営を行っております。

入居率については、補修工事の遅れにより入居者の募集再開が遅れていることに加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い入居需要が抑制されたこと等により、当第3四半期連結会計期間末の入居率は77.07%（前年同四半期末比1.84ポイント）、期中平均入居率は78.58%（前年同四半期比1.89ポイント）、管理戸数は574千戸（前期末比1千戸減）となりました。また、当第3四半期連結会計期間末の直営店舗数を141店（前期末比48店舗減）とし、営業効率と生産性の向上に努めております。

アパート等の受注状況については、大都市圏での競争激化やアパートローンの融資環境変化等に加え、界壁等の施工不備問題を背景に新規受注を停止していることから、当第3四半期連結累計期間の総受注高は4,751百万円（前年同四半期比21.8%減）、当第3四半期連結会計期間末の受注残高は11,482百万円（前年同四半期末比65.5%減）となりました。

これらの結果、売上高は295,224百万円（前年同四半期比5.6%減）、営業損失は8,933百万円（前年同四半期比7,385百万円改善）となりました。

シルバー事業

戦略事業であるシルバー事業は、継続的なオペレーション改善により原価抑制に努めておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを懸念した介護サービス利用者の減少等により、売上高10,956百万円（前年同四半期比0.5%減）、営業損失461百万円（前年同四半期比89百万円損失増加）となりました。なお、当第3四半期連結会計期間末の施設数は87施設となっております。

その他事業

グアムリゾート施設の運営、ファイナンス事業等を行っているその他事業は、新型コロナウイルス感染症拡大による稼働率の大幅低下に加え、国内ホテルの売却等による事業縮小に伴い、売上高2,145百万円（前年同四半期比55.5%減）、営業損失1,138百万円（前年同四半期比664百万円損失増加）となりました。

(2) 財政状態の分析

(単位：百万円)

	前連結会計年度末	当第3四半期末	増減額	増減率
資産	196,953	173,126	23,826	12.1%
負債	195,363	170,698	24,665	12.6%
純資産	1,589	2,428	839	52.8%

当第3四半期連結会計期間末の資産は、前連結会計年度末比23,826百万円減少の173,126百万円となりました。これは主に、現金及び預金が2,864百万円、仕掛販売用不動産が2,444百万円、有価証券及び投資有価証券が1,742百万円、前払費用及び長期前払費用が1,498百万円、賃貸用不動産の売却や減損損失の計上等により土地が5,538百万円、建物及び構築物（純額）が3,608百万円、リース資産（純額）が2,830百万円それぞれ減少したことによるものであります。

負債の合計は、前連結会計年度末比24,665百万円減少の170,698百万円となりました。これは主に、有利子負債が3,395百万円増加した一方、前受金及び長期前受金が7,103百万円、未払金が6,283百万円、補修工事関連損失引当金が6,352百万円、空室損失引当金が6,084百万円それぞれ減少したことによるものであります。

純資産の合計は、前連結会計年度末比839百万円増加の2,428百万円となりました。これは主に、当第3四半期連結累計期間において、親会社株主に帰属する四半期純損失25,003百万円を計上したものの、第三者割当による新株式の発行並びに連結子会社における優先株式の発行を実施したこと等により、資本金が5,999百万円、資本剰余金が10,026百万円、非支配株主持分が11,322百万円それぞれ増加したことによるものであります。なお、自己資本比率は前連結会計年度末比6.1ポイント下落し 5.4%となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 従業員数

当第3四半期連結累計期間において、希望退職の実施により1,067名が退職いたしました。そのセグメント別の内訳は、賃貸事業757名、シルバー事業5名、その他事業14名、全社（共通）291名であります。

3【経営上の重要な契約等】

2020年11月2日に実施したFortress Investment Group LLCの関連事業体である楓合同会社からの新株予約権付ローンによる資金調達に伴い、当第3四半期連結会計期間において、当社が保有する有価証券5,600百万円、販売用不動産34百万円、建物及び構築物4,566百万円、機械装置及び運搬具2百万円、土地23,540百万円、その他（無形固定資産）321百万円及び投資有価証券3,474百万円を担保として提供しております。

また、連結上消去されている関係会社短期貸付金2,660百万円、関係会社株式476百万円及び関係会社長期貸付金5,355百万円についても担保として提供しております。

上記のほか、当社の連結子会社であるプラザ賃貸管理保証株式会社の承諾を得て、当第3四半期連結会計期間において、同社が所有する建物及び構築物565百万円及び土地1,450百万円を担保として提供しております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年2月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	329,389,515	329,389,515	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	329,389,515	329,389,515	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において会社法に基づき発行した新株予約権付ローンに係る新株予約権は、次のとおりであります。

第5回新株予約権

決議年月日	2020年9月30日
新株予約権の数(個)	159,748,700
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 159,748,700 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり142円 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2020年11月2日 至 2025年11月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 143.350 資本組入額 71.675
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできません。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。但し、銀行、証券会社その他の金融機関及びFortress Japan Investment Holdings LLCの関連会社又はFortress Japan Investment Holdings LLC若しくはその関連会社が運用若しくは支配するピークルに対する譲渡については、当社取締役会の承認があったものとみなします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	(注)4
新株予約権付ローンの残高(百万円)	30,000

新株予約権の発行時(2020年11月2日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」と総称します。)する数は、当該本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」といいます。)による行使に係る本新株予約権の数に当初の行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定義します。以下同じです。)を乗じて得られる金額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に従って決定される有効な行使価額で除して得られる最大整数(但し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行いません。)とします。

2.(1)本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、(i)行使価額に本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額の金銭、又は(ii) 楓合同会社と当社との間で締結された2020年9月30日付金銭消費貸借契約に基づく当社に対する貸金元本債権及び利息債権のうち、額面金額で行使価額に本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額の金銭債権とし、当該金銭債権の価額は、その額面金額と同額とします。

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」といいます。)は、当初、142円とします。

(2)行使価額の調整

以下のいずれかが発生した場合、行使価額は、以下のように調整されるものとします。

株式分割及び株式併合

当社が、(a)株式分割を行う場合、(b)本株式の発行数を減少させるような発行済本株式の併合を行う場合、又は(c)本株式を当社の他の有価証券に種類変更する場合には、本 に記載された調整が効力を発生した後に本新株予約権の行使の効力が発生することとなる本新株予約権者が、上記各事由が効力を発生する直前(又は、当社が、株式分割、併合若しくは種類変更により発行された本株式若しくはその他の有価証券を受領する権利を有する株主を確定するために事前の基準日を設定した場合は、当該基準日の直前)に本新株予約権を行使していたならば、上記各事由の発生後に所有し又は受領する権利が与えられたであろう数の本株式及び/又は当社の他の有価証券を受領することができるように、行使価額が適宜調整されるものとします。但し、かかる調整は、当該各事由が効力を生ずる日(若しくは上記基準日)又はその後効力を生ずる行使価額のその他の調整を妨げるものではありません。本 に基づいて行われる行使価額の調整は、当該事由の効力発生と同時に、又は当該事由のために事前の基準日が設定された場合は当該基準日の翌日に、効力を生ずるものとします。但し、当該取引が、適用ある日本法に基づいて、当該事由を適法に行うために事前に当社の株主総会又は取締役会の承認を要する場合であって、かつ本株式又は当社の他の有価証券を受領することができる株主を確定するための基準日の後に承認される場合、当該調整は、当該承認により直ちに、当該基準日の翌日に遡及して効力を生ずるものとします。

当社が株式分割を行い、その基準日が下記の日である場合、株式分割に関する行使価額の調整は本 に基づいては行われず(当該株式分割が本 に基づいて行使価額が遡及的に調整される場合を除きます。)、これに代えて、場合に応じて下記 、 、 、 又は に定める算式の「n」に当該株式分割に従って発行される追加本株式の総数を加算して、これら各号に基づいて調整が行われるものとします。

- () 下記 又は に基づく行使価額の調整を必要とする権利又は引受権(新株予約権を含みます。)の発行のための基準日
- () 下記 又は に基づく行使価額の調整を必要とする本株式に転換又は交換できる有価証券の払込期日又は払込期間の最終日
- () 下記 又は に基づく行使価額の調整を必要とする本株式の発行又は処分の払込期日又は払込期間の最終日
- () 下記 又は に基づく行使価額の調整を必要とする権利又は引受権の発行日

株主に対する本株式を取得する権利又は引受権の発行

当社が、その株主に対し、本株式を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権（新株予約権を含みます。）を割当て、付与し、発行し又は募集する場合、

- ()当社が受領する本株式1株当たりの対価（下記 の規定に従って決定されます。）が、下記の基準日以前の日に決定され、かつ当該基準日現在の本株式1株当たり時価を下回るとき、又は、
- ()当社が受領する本株式1株当たりの対価（上記のとおり決定されます。）が、下記の基準日後に決定され、かつ当社が当該対価を決定する日現在の本株式1株当たり時価を下回るときには、（上記()の場合）かかる権利若しくは引受権を受領することができる株主を確定するための基準日現在又は（上記()の場合）当社が当該対価を決定する日現在有効な行使価額は、次の算式に従って調整されます。

$$NCP = OCP \times \frac{N+v}{N+n}$$

NCP = 調整後の行使価額

OCP = 調整前の行使価額

N = （上記()の場合）当該基準日又は（上記()の場合）当社が当該対価を決定する日の営業終了時現在の発行済本株式数（下記 を勘案する。）。但し、発行済みであっても下記「n」の定義に含まれる本株式数を除きます。

n = 当初の引受価額、買取価額若しくは取得価額による当該権利又は引受権全部の行使により割当、発行又は取得される本株式の数

v = 当社が受領する対価の総額（下記 の規定に従って決定される。）をもって上記()又は（場合により）上記()に規定される当該本株式1株当たり時価で買取ることができる本株式の数

かかる調整は、上記()の場合、当該権利又は引受権を取得する権利を有する株主を確定するための基準日の翌日に効力を生ずるものとし、上記()の場合、当社が当該対価を決定する日の翌日に当該確定のための基準日の翌日に遡及して効力を生ずるものとし、

本株式を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権（新株予約権を含む。）の株主に対する割当、付与、発行又は募集に関連し、当該権利を有する者により引受け、買取り又は取得されなかった当該権利及び／又は引受権が他の者に対して募集され及び／又は他の者に引受け、買取り、若しくはその他の方法で取得される場合（特定の者に対する割当による取得若しくは公募としての取得又は引受の一環としての取得その他取得方法の如何を問いません。）、当該募集及び／又は引受、買取若しくは取得を理由とした行使価額のさらなる調整は必要ないものとします。

株主に対する転換権付／交換権付有価証券を取得する権利又は引受権の発行

当社が、その株主に対し、本株式に転換又は交換できる有価証券（新株予約権付社債を含みます。）を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権（新株予約権を含みます。）を付与し、発行し又は募集する場合、

- ()当社が受領する本株式1株当たりの対価（下記 の規定に従って決定されます。）が、下記の基準日以前の日に決定され、かつ当該基準日現在の本株式1株当たり時価を下回るとき、又は、
- ()当社が受領する本株式1株当たりの対価（上記のとおり決定されます。）が、下記の基準日後に決定され、かつ当社が当該対価を決定する日現在の本株式1株当たり時価を下回るときには、（上記()の場合）かかる権利若しくは引受権を受領することができる株主を確定するための基準日現在又は（上記()の場合）当社が当該対価を決定する日現在有効な行使価額は、次の算式に従って調整されます。

$$NCP = OCP \times \frac{N+v}{N+n}$$

NCP = 調整後の行使価額

OCP = 調整前の行使価額

N = （上記()の場合）当該基準日又は（上記()の場合）当社が当該対価を決定する日の営業終了時現在の発行済本株式数（下記 を勘案します。）

n = 当初の引受価額、買取価額又は取得価額によるすべての当該権利又は引受権の行使後に当初転換価額若しくは当初転換比率又は当初交換価額若しくは当初交換比率による当該転換権付又は交換権付有価証券全部の転換又は交換により取得される本株式の数

v = 当社が受領する対価の総額(下記 の規定に従って決定される。)をもって上記()又は(場合により)上記()に規定される当該本株式1株当たり時価で買取ることができる本株式の数

かかる調整は、上記()の場合、当該権利又は引受権を取得する権利を有する株主を確定するための基準日の翌日に効力を生ずるものとし、上記()の場合、当社が当該対価を決定する日の翌日に、当該確定のための基準日の翌日に遡及して効力を生ずるものとし、

本株式に転換又は交換できる有価証券(新株予約権付社債を含みます。)を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権(新株予約権を含みます。)の株主に対する付与、発行又は募集に関連し、当該権利を有する者により引受け、買取り又は取得されなかった本株式に転換又は交換できる当該有価証券(新株予約権付社債を含みます。)が他の者に対して募集され及び/又は他の者に引受け、買取り、若しくはその他の方法で取得される場合(特定の者に対する割当による取得若しくは公募としての取得又は引受の一環としての取得その他取得方法の如何を問いません。)、当該募集及び/又は引受、買取り若しくは取得を理由とした行使価額のさらなる調整は必要ないものとし、

株主に対する資産の分配(配当を含みます。)

当社が、その株主に対し、()当社の債務証券(社債等)、()当社の株式(本株式を除きます。)、()当社の現金若しくは資産又は()当社の株式(本株式を除きます。)若しくは有価証券を引受け、買取り若しくはその他の方法で取得する権利若しくは引受権(新株予約権を含みます。)(上記 及び上記 に定める権利及び引受権を除きます。)を分配する場合、上記()から()に記載されるいずれの場合においても、かかる分配を受領することができる株主を確定するための基準日現在有効な行使価額は、次の算式に従って調整されます。

$$NCP = OCP \times \frac{CMP - fmv}{CMP}$$

NCP = 調整後の行使価額

OCP = 調整前の行使価額

CMP = かかる分配を受領することができる株主を確定するための基準日現在の本株式1株当たり時価

fmv = (i)配当以外の場合、分配される債務証券、株式、現金、資産、権利若しくは引受権の1株当たりの公正価額((a)独立財務アドバイザー(当社はかかる財務アドバイザーの助言を十分に考慮するものとし、)と協議して当社により決定され、又は(b)適用ある日本法により当該決定が管轄権を有する裁判所に対する申立てによりなされる場合には、かかる裁判所若しくはかかる裁判所が選任する鑑定人により決定されます。)又は(ii)配当の場合、1株当たり分配される配当額とします。

かかる調整は、かかる分配を受領することができる株主を確定するための基準日の翌日に効力を生ずるものとし、(a)適用ある日本法に基づいて、かかる分配を適法に行うため事前に当社の株主総会又は取締役会の承認を要する場合であって、かつかかる分配を受領することができる株主を確定するための基準日の後に承認された場合、当該調整は、承認により直ちに、当該基準日の翌日に遡及して効力を生ずるものとし、また(b)分配される債務証券、株式、現金又は資産、権利又は引受権の公正価額がかかる分配を受領することができる株主を確定するための基準日までに決定できない場合、当該調整は、かかる公正価額の決定により直ちに、当該基準日の翌日に遡及して効力を生ずるものとし、

株主以外に対する転換権付/交換権付有価証券の発行

当社が本株式に転換又は交換できる有価証券(新株予約権付社債を含みます。)を発行する場合(上記 及び上記 に記載される場合を除きます。)、当社が受領する本株式1株当たりの対価(下記 の規定に従って決定されます。)が、当社が当該対価を決定する日(当該転換権付又は交換権付有価証券の発行について株主総会の承認を必要とする場合は、当社の取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日)現在の本株式1株当たり時価を下回るときには、当該転換権付又は交換権付有価証券の発行に関する払込期日又は払込期間の最終日現在有効な行使価額は、次の算式により調整されます(但し、下記 の規定に服します。))。

$$NCP = OCP \times \frac{N + v}{N + n}$$

NCP = 調整後の行使価額

OCP = 調整前の行使価額

N = 当該転換権付又は交換権付有価証券に関する払込期日又は払込期間の最終日の営業終了時現在の発行済本株式数(下記 を勘案します。)

- n = 当初転換価額若しくは当初転換比率又は当初交換価額若しくは当初交換比率によるすべての当該転換権付又は交換権付有価証券の転換又は交換により取得される本株式の数
- v = 当社が受領する対価の総額（下記 の規定に従って決定されます。）をもって本株式 1 株当たり時価で買取ることができる本株式の数

かかる調整は、当該転換権付又は交換権付有価証券に関する払込期日又は払込期間の最終日の翌日に効力を生ずるものとします。

本株式発行

当社が、() 当社が割当、付与、発行又は募集する転換権付若しくは交換権付有価証券の転換若しくは交換により発行若しくは処分される本株式、() 当社が割当、付与、発行又は募集する権利若しくは引受権（新株予約権を含みます。）の行使により発行若しくは処分される本株式、() 定款により許容される範囲において、単元未満株を有する株主に対して、当該単元未満株式と合算して1単元を構成させるために発行若しくは処分される本株式、() 上記 、 及び に記載する場合において発行又は処分される本株式、() 当社に吸収合併される法人の株主若しくは株式交換によって当社の完全子会社となる法人の株主に対してその吸収合併若しくは株式交換の直前の当該法人における持株比率に応じて当該吸収合併若しくは株式交換により発行若しくは処分される本株式、又は() 吸収分割によって当社に対して事業を譲渡する法人若しくは法人の株主に対して発行若しくは処分される本株式のいずれにも該当しない) 本株式を発行又は処分する場合で、当社が受領する本株式 1 株当たりの対価（下記 の規定に従って決定されます。）が、当社が当該対価を決定する日（当該本株式の発行又は処分について株主総会の承認を要する場合は、当社の取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日）現在の本株式 1 株当たり時価を下回るときには、当該本株式の発行又は処分に関する払込期日又は払込期間の最終日に有効な行使価額は、次の算式に従って調整されます（但し、下記 の規定に服します。）。

$$NCP = OCP \times \frac{N+v}{N+n}$$

NCP = 調整後の行使価額

OCP = 調整前の行使価額

N = 当該本株式の発行又は処分の払込期日又は払込期間の最終日の営業終了時現在の発行済本株式数（下記 を勘案します。）。但し、次の「n」の定義に含まれる本株式数（もしあれば）を除いた（但し当該時点で発行済みのかかる本株式数を限度とします。）もの

n = 上記のとおり発行又は処分される本株式の数

v = 当社が受領する対価の総額（下記 の規定に従って決定されます。）をもって本株式1株当たり時価で買取ることができる本株式の数

かかる調整は、当該本株式の発行又は処分にに関する払込期日又は払込期間の最終日の翌日に効力を生ずるものとします。

本株式又は転換権付 / 交換権付有価証券を取得する権利又は引受権の、株主以外に対する発行

当社が本株式又は本株式に転換若しくは交換できる有価証券（本新株予約権又は上記 、 、 及び に記載される場合を除きます。）を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権（新株予約権を含みます。）を付与し、発行し又は募集する場合、当社が受領する本株式 1 株当たりの対価（下記 の規定に従って決定されます。）が、当社が当該対価を決定する日（当該権利又は引受権の付与、発行又は募集について株主総会の承認を要する場合は、当社の取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日）現在の本株式 1 株当たり時価を下回るときには、当該権利又は引受権を付与、発行又は募集する日現在に有効な行使価額は、次の算式に従って調整されます（但し、下記 の規定に服します。）。

$$NCP = OCP \times \frac{N+v}{N+n}$$

NCP = 調整後の行使価額

OCP = 調整前の行使価額

N = 当該権利又は引受権を付与、発行又は募集する日の営業終了時現在の発行済本株式数（下記 を勘案します。）

n = 当初引受価額、当初買取価額若しくは当初取得価額によるすべての当該権利若しくは引受権の行使により取得される本株式の数又はすべての当該権利若しくは引受権の行使後に当初転換価額若しくは当初転換比率若しくは当初交換価額若しくは当初交換比率によるすべての当該転換権付若しくは交換権付有価証券の転換若しくは交換により取得される本株式の数

v = 当社が受領する対価の総額（下記 の規定に従って決定されます。）をもって本株式 1 株当たり時価で買取ることができる本株式の数

かかる調整は、当該権利又は引受権が発行される日の翌日に効力を生ずるものとします。

複合調整

当社が上記、又はに従い行使価額の調整を要することとなる当該各号記載の種類の有価証券を（場合により）付与、発行、処分又は募集し、かつ、当該有価証券を付与、発行、処分若しくは募集する日、又は（適用ある場合）かかる付与、発行、処分若しくは募集に関する払込期日若しくは払込期間の最終日（いずれの場合も以下「関連日」といいます。）が、上記、及び/又はに記載される他の種類（同じ種類の異なるトランシェ又は発行を含みます。）の、当該各号に従った行使価額の調整を必要とする有価証券（当該有価証券すべてを以下「関連証券」といいます。）の関連日でもある場合、行使価額の調整は、当該各号の規定に基づき別個には行われず、次の算式に従って一度に計算されます。

$$NCP = OCP \times \frac{N + v1 + v2 + v3}{N + n1 + n2 + n3}$$

NCP = 調整後の行使価額

OCP = 調整前の行使価額

N = 関連日の営業終了時現在の発行済本株式数（下記を勘案する。）。但し、下記「n2」の定義に含まれる本株式数を（当該時点で発行済みのかかる本株式数を限度として）除いたもの

n1 = 当初転換価額若しくは当初転換比率又は当初交換価額若しくは当初交換比率による（関連証券に含まれる）転換権付又は交換権付有価証券の転換又は交換により取得される本株式の数

n2 = 発行又は処分される（関連証券に含まれる）本株式の数

n3 = 当初引受価額、当初買取価額若しくは当初取得価額による（関連証券に含まれる）権利若しくは引受権の行使により取得される本株式の数又は当該権利若しくは引受権の行使後に当初転換価額若しくは当初転換比率若しくは当初交換価額若しくは当初交換比率による当該転換権付若しくは交換権付有価証券の転換若しくは交換により取得される本株式の数

v1 = 当該転換権付又は交換権付有価証券に関して当社が受領する対価の総額（下記の規定に従って決定されます。）をもって、当社が当該対価を決定する日（当該転換権付又は交換権付有価証券の発行について株主総会の承認を必要とする場合は、当社の取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日）現在の本株式1株当たり時価で買取ることができる本株式の数

v2 = 当該本株式の発行又は処分に関して当社が受領する対価の総額（下記の規定に従って決定されます。）をもって、当社が当該対価を決定する日（当該本株式の発行又は処分について株主総会の承認を要する場合は、当社の取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日）現在の本株式1株当たり時価で買取ることができる本株式の数

v3 = 当該権利又は引受権の行使及び（該当する場合）当該転換権付又は交換権付有価証券の転換又は交換により受領する本株式全部の発行又は処分により当社が受領する対価の総額（下記の規定に従って決定されます。）をもって、当社が当該対価を決定する日（当該権利又は引受権の付与、発行又は募集について株主総会の承認を要する場合は、当社の取締役会が当該株主総会に提案する当該対価を決定する日）現在の本株式1株当たり時価で買取ることができる本株式の数

かかる調整は、関連日である当該発行の日の翌日に効力を生ずるものとします。

公開買付け又はエクスチェンジ・オファー

当社又はそのいずれかの子会社が、本株式の公開買付け又はエクスチェンジ・オファーに関して支払いをする場合で、現金その他本株式1株当たりを支払われる対価の価値がかかる公開買付け又はエクスチェンジ・オファー（変更されうる）に従って公開買付期間又は交換の申込期間の最終日（以下「公開買付終了日」といいます。）の直後の取引日に始まる10取引日の本株式の終値の平均値よりも高い場合、行使価額は次の算式に従って調整されます。

$$NCP = OCP \times \frac{SP \times OS0}{AC + (SP \times OS1)}$$

NCP = 調整後の行使価額

OCP = 調整前の行使価額

AC = 全ての現金その他本株式に支払われる対価の総額（下記の規定に従って決定されます。）

OS0 = 公開買付終了日の直前の発行済株式の数（そのような申込みの中で購入又は交換に応じられたすべての本株式を含みます。）

OS1 = 公開買付終了日の直後の発行済株式の数（そのような申込みの中で購入又は交換に応じられたすべての本株式を除きます。）

SP = 公開買付終了日の直後に始まる10取引日の終値の平均値

かかる調整は、公開買付終了日の11取引日後の日に、公開買付終了日の直後の取引日に遡及して効力を生ずるものとします。但し、行使価額は、上記によって上方に調整されないものとします。

1株当たり時価

本「新株予約権の行使時の払込金額」欄において「1株当たり時価」とは、その日に先立つ45取引日に始まる30連続取引日の本株式の終値の平均値をいいます。

上記45取引日の期間中又はその後行使価額の当該調整の効力の発生日（同日を含みません。）までの間に、本「新株予約権の行使時の払込金額」欄の記載に基づいて別個の行使価額の調整（当該日以後に効力が発生する遡及的調整を除きます。）を行うべき何らかの事由（当該調整を要する事由及び同一の1株当たり時価を参照する調整を必要とするその他の事由を除きます。）が生じた場合、上記に従って決定された本株式1株当たり時価は、当社が独立財務アドバイザー（その助言を当社は十分に考慮するものとします。）と協議のうえで当該事由の影響を是正するために適切かつ公正とみなす方法により、かつその限度で調整されるものとします。

本株式1株当たりの対価

上記、及びに従って受領する本株式1株当たりの対価の計算については、以下の規定が適用されるものとします。

- () 現金を対価とする本株式の発行又は処分の場合には、対価は当該現金の額とします。但し、発行若しくは処分の引受のために又はその他これに関連して当社に若しくは当社のために発生する手数料又は費用は控除されないものとします。
- () 対価の全部又は一部が現金以外のものによる本株式の発行又は処分の場合には、現金以外のものによる対価は、独立財務アドバイザーと協議のうえで当社により決定される公正価額、又は、適用ある日本法に基づきかかる決定が管轄権を有する裁判所に対する申立てによりなされる場合には、その会計上の取扱いの如何にかかわらず、当該裁判所若しくは当該裁判所により選任される鑑定人により決定される公正価額によるものとします。かかる決定は最終的なものであり、当社及び本新株予約権の保有者を拘束するものとします。
- () (a) 本株式に転換又は交換できる有価証券（新株予約権付社債を含みます。）を当社が発行する場合、当社が受領する対価の総額は、当該有価証券につき当社が受領する対価に、当初転換価額若しくは当初転換比率又は当初交換価額若しくは当初交換比率による当該有価証券の転換又は交換がなされたと仮定した場合に、その時に当社が受領する追加の対価（もしあれば）を加算した額とし、(b) 本株式へ転換又は交換できる有価証券を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権（新株予約権を含みます。）を割当て、付与し、発行し、譲渡し、又は募集する場合には、当社が受領する対価の総額は、当該権利又は引受権につき当社が受領する対価（もしあれば）に、当初行使価額、当初買取価額又は当初取得価額による上記権利又は引受権の行使（場合により）及びそれに続く当初転換価額若しくは当初転換比率又は当初交換価額若しくは当初交換比率によるかかる有価証券の転換又は交換がなされたと仮定した場合に、その時に当社が受領する追加の対価を加算した額とします。当社が受領する本株式1株当たりの対価は、上記のとおり合計した対価を、（適用ある場合）当初行使価額、当初買取価額又は当初取得価額による上記の権利又は引受権の行使後における、当初転換価額若しくは当初転換比率又は当初交換価額若しくは当初交換比率による当該転換又は交換がなされたと仮定した場合、その時に取得されるであろう本株式の数で除した額をいいます（いずれの場合の対価も、上記()及び()における規定と同じ方法で決定されます。）。
- () 本株式を引受け、買取り、又はその他の方法で取得する権利又は引受権（新株予約権を含みます。）を割当、付与、発行、譲渡又は募集する場合には、当社が受領する対価の総額は、当該権利又は引受権について当社が受領する対価（もしあれば）に、当初行使価額、当初買取価額又は当初取得価額による当該権利又は引受権の行使がなされたと仮定した場合、その時に当社が受領する追加の対価（いずれの場合も、対価は、上記()及び()所定の方法と同様の方法で決定されます。）を加算した額とし、当社が受領する本株式1株当たりの対価は、上記のとおり合計した対価を、当初行使価額、当初買取価額又は当初取得価額による行使がなされたと仮定した場合、その時に取得されるであろう本株式の数で除した額をいいます。
- () 本 の上記に記載の対価が円以外の通貨で受領される場合、かかる対価は、当該本株式の発行、当該有価証券の転換若しくは交換又は当該権利若しくは引受権の行使のために円と当該通貨との固定為替レートが定められている場合については、本 の適用において当該固定為替レートにより円に換算されるものとし、その他一切の場合については、かかる対価の計算が行われるべき日における日本の主要銀行が定める円に対する当該通貨の電信為替買直物相場（直接の為替レートがない場合は米ドルを基準とするクロス・レートによる相場）の仲値により換算されるものとします。

後発調整

上記 から までのいずれかの規定に従って行使価額の調整（以下「後発調整」といいます。）を計算するに当たり、既に行使価額が本株式の発行若しくは処分、又は本株式若しくは本株式に転換若しくは交換できるその他の有価証券を引受け、買取り若しくはその他の方法により取得する権利若しくは引受権（新株予約権を含みます。）の割当、付与、発行、譲渡若しくは募集を反映させるために行われた（又は下記 の但し書きに従って勘案された）調整を組み込んでいるものの、かかる本株式が後発調整を計算するために発行済本株式数を確定する時点で未発行の場合、当該本株式は、当該調整を計算するために発行済みとみなされる本株式の総数が当該計算を行う時点で上記の結果現実に発行済みである本株式数を超える範囲において、当該計算を行う目的において発行済みとみなされます。上記 、 、 、 、 、 及び において発行済本株式数を決定する目的において、当該日時点で当社が保有する自己株式は未発行とみなされるものとします。

「決定される」の定義

本「新株予約権の行使時の払込金額」欄において対価が「決定される」日とは、対価が当初算式により表示され、その時点において金額が確定されない場合には、当該対価の金額が初めて確定される最初の日をいうものと解します。

その他の事由

当社がその単独の裁量により、本「新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載された以外の1つ又は複数の事由又は事態の結果、行使価額の下方向調整を行うべきであると判断した場合、当社は自己負担により、独立財務アドバイザーに、どのような行使価額の調整（もしあれば）を考慮すれば公正かつ合理的であるか、また、調整が行使価額の減額を伴う場合は当該調整の効力を発生させるべき日について、可能な限り速やかに決定するよう求めるものとします。かかる決定の後、当該下方向調整（もしあれば）を行うものとし、その効力発生についてはかかる決定に従うものとします。

調整条項の適用の修正

上記にかかわらず、本「新株予約権の行使時の払込金額」欄に基づく何らかの調整を生じさせる事態が既に行使価額の調整を生じさせているか生じさせることとなる場合、又は何らかの調整を生じさせる事態が、行使価額の調整を既に生じさせたか若しくは生じさせる他の事態によって生じた場合、本「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定の適用に際し、企図された結果をもたらすために適切であるとして独立財務アドバイザーにより勧告された修正（もしあれば）を施すものとします。

調整の結果、行使価額が1円以上増加又は減少することとならない限り、行使価額の調整は必要とされません。但し、本 を理由として必要とされない調整は将来に繰越され、（本 の規定が存在しなかったならば当該調整がなされるはずの時点において調整が行われたものとして）その後の調整において勘案されます。

調整後の行使価額の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。

本「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定にかかわらず、本株式又はその他の有価証券（新株予約権を含みます。）が当社又はその子会社若しくは関連会社の役員に対して発行、募集、割当て又は付与される場合には、行使価額の調整は必要とされません。

本「新株予約権の行使時の払込金額」において、「独立財務アドバイザー」とは、当社の自らの費用負担で当社により選任され、本新株予約権の保有者に対して書面にて通知された、確立した評判のある独立した投資銀行、証券会社、監査法人又はコンサルタント会社を意味し、又は、当社がかかる選任を行わず、（本新株予約権の過半数の保有者の絶対的な裁量によって決定される）合理的な期間にわたって引き続きかかる選任が行われず、本新株予約権の過半数の保有者がかかるアドバイザーの費用、報酬及び経費につき満足する補償及び/若しくは保証並びに/又は事前の資金提供を受ける場合に、本新株予約権の過半数の保有者によって選任された者を意味します。

「基準日」とは、本株式の保有者に対する配当その他の分配に関する資格又は本株式の保有者の権利を決定するために定款により設定され、又は当社により別途指定される日を意味します。但し、当社が当該基準日を定めておらず、文脈上要求される場合には、「基準日」は、対象となる事項の効力が生ずる日を言及するものとして解釈されるものとします。

「本株式」とは、当社の普通株式をいいます。

「株式分割」とは、本株式の保有者に対する無償割当、株式配当又は本株式の分割を含め、本株式に関するすべての形態の株式分割を意味します。

- 3.当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限ります。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限ります。）又は株式移転（当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以下これらを総称して「組織再編行為」といいます。）を行う場合においては、当社は、本新株予約権者に対してその旨を事前に通知し、会社法236条1項8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編後新会社」といいます。）をして、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生

ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいいます。以下同じです。)の直前の時点において新株予約権を保有する本新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代わり、再編後新会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付させるものとします。

(1) 交付する再編後新会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前の時点において本新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とします。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類

再編後新会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価格に上記「新株予約権の行使時の払込金額」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編後新会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使の条件

別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

別記「新株予約権の譲渡に関する事項」欄に準じて決定します。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、(i)行使価額に本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額の金銭、又は(ii)欄合同会社と当社との間で締結された2020年9月30日付金銭消費貸借契約に基づく当社に対する貸金元本債権及び利息債権のうち、額面金額で行使価額に本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額の金銭債権とし、当該金銭債権の価額は、その額面金額と同額とします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年11月2日 (注)	84,507,000	329,389,515	5,999	81,282	5,999	51,235

(注) 有償第三者割当

発行価格 142円

資本組入額 71円

主な割当先 千鳥合同会社

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

なお、2020年11月2日を払込期日とする第三者割当増資により、千鳥合同会社が当社の主要株主である筆頭株主となりました(所有株式数84,507千株、発行済株式(自己株式を除く。))の総数に対する所有株式数の割合25.70%)。

(6)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2020年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 572,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 244,287,800	2,442,878	-
単元未満株式	普通株式 22,315	-	-
発行済株式総数	244,882,515	-	-
総株主の議決権	-	2,442,878	-

- (注)1. 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。
2. 2020年11月2日を払込期日とする第三者割当増資により普通株式84,507,000株の発行を行っております。これにより、当第3四半期会計期間末日現在の発行済株式総数は329,389,515株となっております。
3. 当第3四半期会計期間において、自己株式の処分を行ったことにより、当第3四半期会計期間末日現在の完全議決権株式(自己株式等)は561,600株となっております。

【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社レオパレス21	東京都中野区本町二丁目54番11号	572,400	-	572,400	0.23
計	-	572,400	-	572,400	0.23

(注) 当第3四半期会計期間において、自己株式の処分を行ったことにより、当第3四半期会計期間末日現在の自己名義所有株式数及び所有株式数の合計は、それぞれ561,600株となり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は0.17%となっております。

2【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
取締役常務執行役員 経営企画本部長 施工不備問題緊急対策本部長(兼務)	取締役常務執行役員 施工不備問題緊急対策本部本部長	蘆田 茂	2020年7月22日
取締役執行役員 管理本部長 コンプライアンス推進本部長CLO (最高法務責任者)(兼務)	取締役執行役員 コンプライアンス推進本部長CLO (最高法務責任者)	早島 真由美	2020年7月22日

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	60,501	57,637
売掛金	7,260	7,307
完成工事未収入金	532	632
営業貸付金	132	94
有価証券	5,951	5,700
販売用不動産	1,189	2,063
仕掛販売用不動産	2,797	352
未成工事支出金	725	450
前払費用	3,053	2,492
その他	6,325	4,636
貸倒引当金	164	195
流動資産合計	88,304	81,172
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	23,863	20,255
機械装置及び運搬具(純額)	19,798	18,882
土地	36,893	31,354
リース資産(純額)	7,197	4,367
建設仮勘定	208	179
その他(純額)	7,572	7,210
有形固定資産合計	85,534	72,249
無形固定資産		
のれん	127	14
その他	5,376	4,377
無形固定資産合計	5,504	4,391
投資その他の資産		
投資有価証券	8,163	6,671
長期貸付金	1,025	1,116
長期前払費用	2,250	1,312
繰延税金資産	1,297	1,734
その他	5,554	5,249
貸倒引当金	905	771
投資その他の資産合計	17,385	15,313
固定資産合計	108,424	91,954
繰延資産	224	-
資産合計	196,953	173,126

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	176	68
買掛金	3,376	3,038
工事未払金	1,245	732
短期借入金	3,507	3,265
1年内償還予定の社債	3,066	-
リース債務	4,344	3,518
未払金	14,935	8,651
未払法人税等	840	370
前受金	31,997	26,132
未成工事受入金	1,783	610
賞与引当金	-	2
完成工事補償引当金	117	85
保証履行引当金	1,200	1,108
補修工事関連損失引当金	8,302	8,251
空室損失引当金	11,715	5,630
関係会社整理損失引当金	-	38
その他	3,398	3,620
流動負債合計	90,006	65,123
固定負債		
社債	5,037	-
長期借入金	15,650	30,638
リース債務	4,532	2,111
長期前受金	9,451	8,212
長期預り敷金保証金	6,286	5,852
繰延税金負債	5	7
補修工事関連損失引当金	47,945	41,644
空室損失引当金	4,191	4,191
退職給付に係る負債	8,701	9,556
その他	3,554	3,360
固定負債合計	105,357	105,574
負債合計	195,363	170,698
純資産の部		
株主資本		
資本金	75,282	81,282
資本剰余金	45,148	55,174
利益剰余金	118,874	143,909
自己株式	473	344
株主資本合計	1,083	7,796
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,047	0
為替換算調整勘定	280	1,421
退職給付に係る調整累計額	546	80
その他の包括利益累計額合計	220	1,502
新株予約権	269	388
非支配株主持分	16	11,339
純資産合計	1,589	2,428
負債純資産合計	196,953	173,126

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
売上高	328,721	308,326
売上原価	306,193	287,110
売上総利益	22,527	21,215
販売費及び一般管理費	45,333	37,801
営業損失()	22,805	16,585
営業外収益		
受取利息	63	38
受取配当金	173	76
匿名組合投資利益	977	-
投資有価証券評価益	185	135
為替差益	60	90
雇用調整助成金	-	243
その他	207	253
営業外収益合計	1,668	837
営業外費用		
支払利息	471	1,052
社債発行費	126	251
資金調達費用	-	2,904
その他	396	606
営業外費用合計	994	4,814
経常損失()	22,131	20,562
特別利益		
固定資産売却益	8,853	224
投資有価証券売却益	2,354	4,065
新株予約権戻入益	17	-
契約解除益	350	-
子会社株式売却益	-	0
特別利益合計	11,575	4,289
特別損失		
固定資産売却損	972	18
固定資産除却損	25	95
減損損失	2,105	2,374
補修工事関連損失引当金繰入額	10,157	-
補修工事関連損失	2,426	724
子会社株式売却損	2	-
退職特別加算金	-	2,470
退職給付費用	-	427
関係会社整理損失引当金繰入額	-	38
関係会社整理損	-	111
特別損失合計	14,642	7,628
税金等調整前四半期純損失()	25,199	23,900
法人税等	1,061	670
四半期純損失()	24,137	24,570
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失()	0	432
親会社株主に帰属する四半期純損失()	24,137	25,003

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
四半期純損失()	24,137	24,570
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	522	1,047
為替換算調整勘定	820	1,138
退職給付に係る調整額	118	465
持分法適用会社に対する持分相当額	7	3
その他の包括利益合計	187	1,723
四半期包括利益	24,324	26,294
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	24,324	26,725
非支配株主に係る四半期包括利益	0	431

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結会計期間において、エンプラス株式会社の全株式売却及び株式会社ウイングメイトの会社清算を実施したため、両社を連結の範囲から除外しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

前連結会計年度の有価証券報告書の(追加情報)(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による賃貸事業における入居契約への影響について、2020年6月まで弱含みで推移するとの仮定を置いておりましたが、その影響は当第3四半期連結累計期間にも及んでいることから、2022年3月期の一定期間にわたり影響が継続すると仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、四半期連結財務諸表作成時点において入手可能な様々な情報に基づいた最善の見積りを行っているものの、その性質上、見積りに用いた仮定には不確実性があるため、同感染症の収束時期やその経済環境への影響が変化した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(重要な資産の担保提供)

2020年11月2日に実施したFortress Investment Group LLCの関連事業体である楓合同会社からの新株予約権付ローンによる資金調達に伴い、当第3四半期連結会計期間において、当社が保有する有価証券5,600百万円、販売用不動産34百万円、建物及び構築物4,566百万円、機械装置及び運搬具2百万円、土地23,540百万円、その他(無形固定資産)321百万円及び投資有価証券3,474百万円を担保として提供しております。

また、連結上消去されている関係会社短期貸付金2,660百万円、関係会社株式476百万円及び関係会社長期貸付金5,355百万円についても担保として提供しております。

上記のほか、当社の連結子会社であるプラザ賃貸管理保証株式会社の承諾を得て、当第3四半期連結会計期間において、同社が所有する建物及び構築物565百万円及び土地1,450百万円を担保として提供しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 国庫補助金等の受入により有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
機械装置及び運搬具(純額)	155百万円	155百万円

2 保証債務

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
住宅ローンを利用する顧客のための金融機関に対する保証債務	468百万円	440百万円
会員権ローンを利用する顧客のための金融機関に対する保証債務	3	-
計	472	440

3 偶発債務

当社が1994年から1995年にかけて施工した集合住宅2商品「ゴールドネイル、ニューゴールドネイル」（以下「ネイルシリーズ」という。）において、確認通知図書と実際の施工内容に一部相違があったため、全ての対象物件の調査を実施し、確認通知図書と相違があった物件については、施工者としての責任に鑑み、補修工事を実施していく旨を2018年4月27日に公表いたしました。

また、当社が1996年から2009年にかけて施工した集合住宅6商品「ゴールドレジデンス、ニューシルバレジデンス、ニューゴールドレジデンス、スペシャルスチールレジデンス、ベタースチールレジデンス、コングラツィア」（以下「6シリーズ」という。）の一部において、建築基準法違反の疑いのある物件が発見されたため、当社が施工した全ての物件を調査し、補修工事を実施していく旨を2018年5月29日に公表いたしました。

上記の優先調査対象物件である「ネイルシリーズ」及び「6シリーズ」以外のシリーズについては、不十分な施工監理等により対象物件の一部に不備があったことが確認されております。

その後、全棟調査の過程で、1996年から2001年にかけて施工した集合住宅3商品「ゴールドレジデンス、ニューゴールドレジデンス、ヴィラアルタ」の一部において、界壁及び外壁の施工部材として設計図書に記載されたグラスウールではなく、発泡ウレタンが施工されているものがあること、また、「ゴールドレジデンス」の一部において、居室の床を構成する天井部の施工仕上げに不備があることが新たに確認されました。

グラスウールではなく発泡ウレタンが施工された物件については、部材の製造リスト等に基づき対象範囲を特定しており、天井部の施工仕上げに不備がある物件については、設計図書の表記等に基づき対象範囲を特定しております。これらの不備が確認された物件は、国土交通省告示または国土交通大臣認定に定める仕様に適合しない仕様となっているため、国土交通省に報告を行うとともに、法定仕様に適合させるための補修工事を実施していく旨を2019年2月7日に公表いたしました。

引き続き全棟調査を進める過程で、当社が施工した鉄骨造物件において、耐火構造の界壁とすることが求められているにもかかわらず、国土交通大臣認定に定める仕様に適合しない仕様となっている物件があることが確認されたため、国土交通省に報告を行うとともに、法定仕様に適合させるための補修工事を実施していく旨を2019年5月29日に公表いたしました。

補修工事を確実に遂行するには、入居率の改善による経営の安定化を図ることが不可欠であるため、今後は、明らかな不備が判明している物件のうち、新規入居者募集を保留中の空室住戸を優先して2021年6月末までに6,000戸程度の補修工事を進め、2021年7月以降は入居者様の退去に合わせて明らかな不備が判明している住戸約21,000戸の補修工事を行うとともに、未調査の住戸約126,000戸の調査を進め、明らかな不備が判明次第、補修工事を行うことにより2024年末までに明らかな不備の解消を目指すことを2020年12月25日に公表いたしました。

なお、2021年1月31日時点における補修工事の進捗は、明らかな不備等により補修工事が必要な13,624棟・195,479戸（入居中等の理由による未調査の住戸を含む。）のうち、工事完了は42,758戸となっております。

これらの事象により、当社施工物件の不備に係る補修工事費用及び付帯費用（他社管理物件の空室補償費用、入居者様の住替費用、外部調査費用）の発生に備えるため、補修方法や補修単価、入居者様の住替の必要性やその方法など、不備内容により異なる条件に応じて、その金額を合理的に見積り、当第3四半期連結会計期間末において、補修工事関連損失引当金を計上しております。

ただし、補修工事は進行中であることから、今後、補修工事関連損失引当金算定に係る前提条件に変更が生じた場合には、発生する補修工事費用及び付帯費用等の金額が既引当額を超過する可能性があります。

したがって、第4四半期連結会計期間以降の補修工事の進捗状況等によっては、追加で補修工事関連損失引当金を計上すること等により、当社グループの連結業績に影響が生じる可能性があります。

(四半期連結損益計算書関係)

1 業績の季節的変動

前第3四半期連結累計期間(自2019年4月1日至2019年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自2020年4月1日至2020年12月31日)

当社グループの賃貸事業においては、アパートへの入居需要が集中して発生する第4四半期連結会計期間の売上高が、他の四半期連結会計期間の売上高と比較して多くなる傾向にあります。

2 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前第3四半期連結累計期間(自2019年4月1日至2019年12月31日)

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
京都市山科区	賃貸用資産(アパート1棟)	土地	76
	その他	のれん	982
合計			1,059

当社グループは、国内の賃貸用資産等については個々の物件を単位として、海外の事業資産については管理会計上の区分を単位としてグルーピングを行っております。また一部の連結子会社が所有する資産については、会社単位でグルーピングを行っております。

当第3四半期連結累計期間においては、収益性が著しく低下した賃貸用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(76百万円)として計上いたしました。また、株式会社もりぞうを買収した際に計上したのれんについて、株式取得時に検討した事業計画において当初想定していた収益が見込めなくなったことから、当該のれんの未償却残高の全額を減損損失(982百万円)に計上いたしました。

当第3四半期連結累計期間(自2020年4月1日至2020年12月31日)

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
福岡市博多区 他	賃貸用資産(アパート等18棟)	建物及び構築物	1,254
		土地	2,297
名古屋市千種区	ホテル	土地	82
	その他	のれん	107
合計			3,742

当社グループは、国内の賃貸用資産等については個々の物件を単位として、海外の事業資産については管理会計上の区分を単位としてグルーピングを行っております。また一部の連結子会社が所有する資産については、会社単位でグルーピングを行っております。

当第3四半期連結累計期間においては、売却が決定した賃貸用資産及びホテルの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(3,634百万円)として計上いたしました。また、エンプラス株式会社を買収した際に計上したのれんについて、株式取得時に検討した事業計画において当初想定していた収益が見込めなくなったことから、当該のれんの未償却残高の全額を減損損失(107百万円)に計上いたしました。

なお、売却が決定した賃貸用資産及びホテルの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)
減価償却費	9,267百万円	7,873百万円
のれんの償却額	249	5

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2020年11月2日付で、千鳥合同会社から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金及び資本準備金がそれぞれ5,999百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が81,282百万円、資本準備金が51,235百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自2019年4月1日至2019年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	賃貸事業	シルバー事業	その他事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	312,892	11,007	4,821	328,721	-	328,721
セグメント間の内部売上高 又は振替高	156	-	1,883	2,040	2,040	-
計	313,049	11,007	6,704	330,761	2,040	328,721
セグメント損失()	16,319	372	474	17,166	5,639	22,805

(注)1. セグメント損失()の調整額 5,639百万円には、セグメント間取引消去 122百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 5,516百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る一般管理費であります。

2. セグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

「賃貸事業」セグメントにおいて、収益性が著しく低下した賃貸用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(76百万円)として特別損失に計上しております。

また、同セグメントにおいて、株式会社もりぞうを買収した際に計上したのれんについて、株式取得時に検討した事業計画において当初想定していた収益が見込めなくなったことから、当該のれんの未償却残高の全額を減損損失(982百万円)として特別損失に計上しております。

当第3四半期連結累計期間(自2020年4月1日至2020年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	賃貸事業	シルバー事業	その他事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	295,224	10,956	2,145	308,326	-	308,326
セグメント間の内部売上高 又は振替高	109	-	547	656	656	-
計	295,334	10,956	2,693	308,983	656	308,326
セグメント損失()	8,933	461	1,138	10,534	6,051	16,585

(注)1. セグメント損失()の調整額 6,051百万円には、セグメント間取引消去126百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 6,177百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る一般管理費であります。

2. セグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、従来、「賃貸事業」「開発事業」「シルバー事業」及び「ホテルリゾート・その他事業」の4区分としていた報告セグメントを、「賃貸事業」「シルバー事業」及び「その他事業」の3区分に変更しております。これは、当社グループが抜本的な事業戦略の見直しを行い、これまでの事業多角化戦略から賃貸事業の収益力を強化する戦略に転換することを受け、「開発事業」は当社が賃借するアパートオーナーに対するリレーション強化及び所有不動産に対する総合的提案を行うことから「賃貸事業」に分類し、「ホテルリゾート・その他事業」はホテルリゾート事業から撤退する方針であることから「その他事業」に名称変更することとしたものであります。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

「賃貸事業」セグメントにおいて、売却が決定した賃貸用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（3,552百万円）として特別損失に計上しております。また、同セグメントにおいて、エンプラス株式会社を買収した際に計上したのれんについて、株式取得時に検討した事業計画において当初想定していた収益が見込めなくなったことから、当該のれんの未償却残高の全額を減損損失（107百万円）として特別損失に計上しております。

「その他事業」セグメントにおいて、売却が決定したホテルの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（82百万円）として特別損失に計上しております。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 （自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）	当第3四半期連結累計期間 （自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）
1株当たり四半期純損失	98円93銭	95円18銭
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する四半期純損失（百万円）	24,137	25,003
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失 （百万円）	24,137	25,003
普通株式の期中平均株式数（千株）	243,978	262,697
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

（注）潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月12日

株式会社レオパレス21

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 健文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中野 秀俊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西村 大司 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社レオパレス21の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社レオパレス21及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（四半期連結貸借対照表関係）3 偶発債務に記載されているとおり、会社が施工した集合住宅の一部の物件において不備があることが判明した。会社は当該事象により、不備に係る補修工事費用及び付帯費用の発生に備えるため、補修工事関連損失引当金を計上しているが、第4四半期連結会計期間以降の補修工事の進捗状況等によっては、追加で補修工事関連損失引当金を計上すること等により、会社の連結業績に影響が生じる可能性がある。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。